



政の組織及運営に関する法律、学校教育法、教育職員免許法さらには義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法などによって定められている。このような諸規程にもとずいて、府県では、教員の身分や服務について義務条項や、制限・禁止条項などを規定しているのである。

## 2. 教師の仕事と資質

1987年末、教育職員養成審議会（教養案）は、現下の教育課題を解決し教育の質を高めるために、教員の資質能力の向上を図ることが要請されているとして、「教員の資質能力の向上方策等について」を答申し、教員養成・免許制度の改善、初任者研修を含む現職研修の改善等について提言した。答申の初めにおいて、学校教育の直接の担当者である教員の活動は人格形成にかかわる専門職であり、「教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力、が必要であると述べて、教師の仕事と資質の基本的あり方を示している。

教師の仕事や資質についてこのような規定の仕事は、中央教育審議会（中教案）の「教育改革のための基本的施策」に関する答申（1971年）と基調を同じくするものである。

専門職とは何かについて考える場合、専門性の要件として一般に職業の公共性、専門技術性、専門的自律性、専門職倫理、社会的評価の五つが考えられる。

このような観点にたって教職の専門性をみると、医者、弁護士、判事、検事、大学教授など専門職としてすべに認められている職業と比較すると、教職の場合、さきに述べた諸要件について相対的に充足度が低く、とくに専門職の基盤とされる専門技術性、また専門自律性についてこれが不十分であるといえよう。現状において、教職の専門性とくに専門技術性の確立を困難にしている理由としてよく指摘されるのは次の4つであるといわれる。（御川昭午編『教師＝専門職論の再検討』）

- (1) 教員免許の資格が低いこと。
- (2) 教員資格の取得が安易すぎること。
- (3) 教員資格が実質的に無視されていること。（教員免許状所持者でも希道府県の試験に合格しなければ教員になれないことなど）
- (4) 信頼できる教育の知識と技術が確立されていないこと。

ここで指摘されている諸点とさらに教師の「量」の問題を考えれば、教職を他の専門職と同程度にひき上げるためには、さらに長期的な展望をもったたゆまぬ努力が要請されよう。

教養審答申、中教案答申のなかで示された教師の仕事およびその資質についてみると、まず、教師の基本的資質として要請された教育に対する使命感とは何か、教育の理念とは何かについて、教育基本法の理念との関連においてさらに考えねばならない。また教職を専門職と規定し、これに高度の専門性を要請したことは、教育労働の特殊性の観点がさらに論及せねばならない問題である。一方、中教案答申にある人材確保のための給与改定方策は、教職を専門職として位置づける一要件ではあるが、同答申およびその後の諸方策が、専門職の本質的な属性である自由・自律性の問題については何の構想も提示していないことは、専門職としての教職の基盤をきわめて脆弱なものにしているといえよう。

しかし、教師という職業が、高度な知識・技術を要求される専門職であるべきであることは一般に認められてきていることであって、すでに、ILO・ユネスコの「教師の地位に関する勧告」（1966年）においても、「教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公共的業務の一種である」と規定しているのである。

これとともに、教師は教育という労働に従事する労働者であるという考え方も、教師の仕事の実態を通して漸次広く理解されてきているが、一般の労働者と異なる教育労働者の特殊性についてみると、未だ明確な規準が示されていないといえよう。いま、教育労働者が特殊性を教育の本質にたちかえて考えてみると、教師の仕事は人間形成を行うことであり、物品の生産活動やサービス業などの活動とは異質の精神活動を基盤とするものであるといえる。したがって働きかける対象が不断に変化するとともに、教師の予測または意図する形成の方向、結果が必ずしも保障されない。さらに、教師の意図的な教育作用のみでなく教師の言動のすべて（さらには子どもをとりまくすべての環境）が形成作用としてとともに影響を与えるのである。このような人間形成という仕事は、教師に高度の専門性を要請し、教師個人の理想的人間像の明確化と厳しい自己規律を要求するものとして位置づけられるべきであろう。

### 主な参考文献

市川昭午編『教師＝専門職論の再検討』教育開発研究所1986年。

文部省『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』（中央教育審議会答申）1971年。

三宅和夫他編『波多野依田児童心理学ハンドブック』金子書房1983年。